

## 令和6年度 共同事業による加古川市公共施設充電設備設置業務仕様書

この令和6年度共同事業による加古川市公共施設充電設備設置業務仕様書(以下「仕様書」という。)は、加古川市(以下「本市」という。)と共同で、公共施設に、新たに充電設備を設置し、その後の充電設備を運用する業務の内容を示すものであり、本事業の共同事業者(以下「共同事業者」という。)は、この仕様書に定める事項について適正に履行することとする。

### 1 業務の名称

令和6年度 共同事業による加古川市公共施設充電設備設置業務  
(以下「本業務」という。)

### 2 業務の目的

本市は、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロを目指し、地球温暖化対策を進めている。

本業務は、市域の温室効果ガス排出量を削減するため、公共施設の敷地内に電気自動車等用の充電設備を導入して、市内に電気自動車等の普及促進を図ることを目的とする。

### 3 実施期間

#### (1)業務期間

協定締結を始期とし、令和14年3月31日から令和16年3月31日の間で、共同事業者からの提案に基づき、本市と共同事業者との協議により終期を設定する。

#### (2)利用開始時期

充電設備の利用は、令和7年3月31日までに開始するものとし、本市と共同事業者との協議により決定するものとする。

ただし、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金制度における実績の報告期限が延長された場合は、その期限に応じて開始する期限を延長することとする。

### 4 充電設備等を設置する施設

日岡山公園 (加古川市加古川町大野 1682)

見土呂フルーツパーク (加古川市上荘町見土呂 845-16)

加古川ウェルネスパーク (加古川市東神吉町天下原 370)

加古川市立総合体育館 (加古川市西神吉町鼎 1010)

※ 詳細は募集要領 別紙1「充電設備設置場所一覧」

### 5 充電設備の種類及び基数

充電設備の1台あたりの充電出力は6kW以上とする。

いずれの施設にも4基設置する。

## 6 共同事業者の業務内容

共同事業者は、本業務の実施に当たって、以下の事項を実施するとともに要する費用を負担する。ただし、共同事業者の選定後、別途本市と締結する協定書において、最終決定する。

- (1) 上記4に示す場所への電気自動車等用の充電設備の運営に必要な配線工事等を含む設備一式の設置
- (2) 既存の施設の電力は使用せず、特例需要場所としての電力の引込み及び電力会社に対する申請
- (3) 上記3に示す期間における充電設備等に係る電気使用料の負担
- (4) 上記3に示す期間における充電設備等の維持管理
- (5) 利用者への充電サービスの提供・運営
- (6) 利用者への周知・広報
- (7) 利用実態等の各種データの収集、本市への提供
- (8) 業務終了時の充電設備等の撤去
- (9) その他、設置・運営・管理に関する全ての業務

## 7 本市の業務内容

本市は、本業務の実施に当たって、以下の事項を実施又は協力する。ただし、共同事業者の選定後、別途本市と締結する実施協定書において、最終決定する。

- (1) 市ホームページ等による利用者への周知・広報
- (2) 行政財産の使用に関する必要な手続き

## 8 土地の使用

充電設備等を設置する用地について、加古川市公有財産規則(昭和 44 年5月 31 日規則第 14 号)第 15 条の規定に基づき使用を許可するものとする。

なお、当該用地に係る行政財産の使用料については、加古川市行政財産の使用許可に関する使用料条例(昭和 44 年 10 月3日条例第 38 号)第5条第 4 号の規定に基づき、免除とする。

業務終了に伴う充電設備等の撤去後の土地の原状回復については、本市と締結する協定書において決定する。

## 9 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムとすること。

## 10 運営・問い合わせ対応

- (1) 組織化された運営体制を確立し、本市との連絡・調整が速やかに行えるようにすること。
- (2) 問い合わせや苦情、トラブル等には速やかに対応できる運営体制とすること。
- (3) 充電設備等は定期的にメンテナンスを行い、故障等が発生した場合は、速やかに対応すること。

- (4) 利用者の個人情報 は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

## 11 事業報告

利用実態に関する各種データを収集し、当該データを本市へ提供すること。

## 12 本業務の実施に伴う条件等

- (1) 充電設備等の整備にあたっては、事前に充電設備等の仕様、施工方法、安全対策等を記した施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。なお、整備にあたっては、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守することとする。設置完了後は完了届を提出し、本市の検査・確認を受けるものとする。
- (2) 設置工事は、施設全体の運営を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。
- (3) 充電設備等の周辺に対する騒音、安全、プライバシー等に配慮した設置とする。
- (4) 充電設備等の故障や動作不良等により正常に動作しなくなった場合は、共同事業者の負担により修繕や交換等の対応を行い、その結果を本市に報告しなければならない。また、第三者との間における紛争等に関しては、共同事業者として責任ある立場で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。
- (5) 充電設備等に事故や障害等が発生した場合は、共同事業者は、ただちに本市に連絡したうえで対応し、その結果を本市に報告しなければならない。また、本市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。
- (6) 共同事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や充電設備等の整備及び管理に関する本市との合意事項(協定書、行政財産使用許可書等において定める事項)に適合していないことにより施設に損害を与えた場合、その他共同事業者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合は、共同事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (7) 充電に使用する電力は、可能な限り環境に配慮したものとする。
- (8) 利用料金の見直しを希望する場合は、本市と協議の上、決定するものとする。
- (9) 本業務を実施するにあたり、共同事業者が本市との間に取り交わす協定に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。なお、協定解除から原状回復までの期間は、「8 土地の使用」なお書きに規定する使用料の免除を取り消すものとする。
- (10) 共同事業者は、本業務の実施により得た情報について、本業務遂行以外の目的で利用してはならない。
- (11) 共同事業者は、本業務を継続できなくなった場合は、本市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (12) 共同事業者は、関係法令等を遵守し、誠実に業務を履行するものとする。
- (13) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本業務に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、本市と協議した上で業務を進めるも

のとする。